

建築行為等に伴う協議等一覧

(R7.4.1現在)

	要 件	法 令 等	関 係 機 関
1	霧島市所管の建築物以外の建築物に関する計画・相談等※1	建築基準法第97条の2第1項 建築基準法施行令第148条第1項第1号	県振興局建設部土木建築課※2 TEL：0995-63-8371（直通）
2	以下の①～③に該当する工作物の築造に関する計画・相談等 ①高さ2mを超え3m以下の擁壁 ②高さ4mを超え10m以下の広告塔・広告板等 ③高さ6mを超え10m以下の煙突	建築基準法第97条の2第1項 建築基準法施行令第148条第1項第2号	市建設部建築指導課（本館2階） TEL：0995-64-0954（直通） 【注意事項】 要件欄①～③以外の工作物及び①～③工作物で霧島市所管の建築物以外の建築物の敷地内に築造する場合は県振興局建設部土木建築課※が所管行政庁となります。※1、2
3	開発行為	都市計画法 霧島市土地利用対策要綱	県土木部建築課 TEL:099-286-3739 市建設部都市計画課（本館5階） TEL：0995-64-0908（直通）
4	都市計画道路	都市計画法	市建設部都市計画課（本館5階） TEL：0995-64-0908（直通）
5	都市計画区域内で居住誘導区域外の土地における開発行為や建築等の行為の届出について	都市再生特別措置法に基づく届出制度	
6	景観計画区域内での一定規模における建築計画等	景観法 霧島市景観条例	
7	屋外広告物の設置	屋外広告物法 鹿児島県屋外広告物条例	
8	共同住宅・長屋等の建築計画（5戸以上）	霧島市民間共同住宅等の建設に関する条例	市建設部建築指導課（本館2階） TEL：0995-64-0954（直通）
9	ホテル・旅館の建築計画	霧島市特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例	
10	電波鉄塔工作物の築造計画	霧島市電波鉄塔工作物に関する指導要綱	
11	急傾斜地崩壊危険区域の確認（県HP：砂防三法情報マップ）	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県振興局建設部建設総務課※2 TEL：0995-63-8352（直通） 県振興局建設部河川港湾課※2 TEL：0995-63-8368（直通）
12	土砂災害特別警戒区域の確認（県HP：土砂災害警戒区域等マップ）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県振興局建設部河川港湾課※2 TEL：0995-63-8368（直通）
13	砂防指定地の確認（県HP：砂防三法情報マップ）	砂防法	県振興局建設部建設総務課※2 TEL：0995-63-8352（直通）
14	津波災害特別警戒区域の確認 津波災害警戒区域の確認	津波防災地域づくりに関する法律	県土木部河川課 TEL：099-286-3590（直通）
15	浸水被害防止区域の確認	特定都市河川浸水被害対策法	県土木部河川課 TEL：099-286-3590（直通）
16	洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等の確認	水防法	県土木部河川課 TEL：099-286-3590（直通）
17	土地区画整理事業施行区域内での建築計画、造成計画	土地区画整理法	市建設部区画整理課（本館5階） TEL：0995-64-0989（直通）
18	市道の占用、施工承認等	道路法	市建設部建設施設管理課（本館5階） TEL：0995-64-0971（直通）

※1 霧島市所管の建築物：建築基準法第6条第1項第2号(木造の2階以下かつ延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に限る)又は第3号の建築物

※2 県振興局：霧島市を管轄する鹿児島県始良・伊佐地域振興局を指す

(R7.4.1現在)

	要 件	法 令 等	関 係 機 関
19	里道（農道）・水路等の占用、施工承認等		各管理者 〔市農林水産部耕地課（本館6階）、各土地改良区 等〕
20	河川等の占用、施工承認等		各河川管理者 〔県振興局建設部建設総務課※、市建設部土木課（本館5階） 等〕
21	農地の転用	農地法	市農業委員会（本館7階） TEL：0995-64-0929（直通）
22	農業振興地域に関すること	農振法	市農林水産部農政畜産課 農政第2グループ（本館6階） TEL：0995-64-0882（直通）
23	畜舎特例法に関すること	畜舎特例法	県振興局農林水産部農政普及課※2 畜産振興係 TEL：0995-63-8157
24	上水道	水道法	市上下水道部水道工務課 （隼人町内山田一丁目11番11号） TEL：0995-42-3501（直通）
25	下水道処理区域	下水道法	市上下水道部下水道工務課 （隼人町内山田一丁目11番11号） TEL：0995-42-1143（直通）
26	浄化槽の設置	浄化槽法	県始良保健所衛生・環境課 TEL：0995-44-7959（直通） 市市民環境部環境衛生課（本館2階） TEL：0995-64-0950（直通）
27	納骨堂・墓地		市市民環境部環境衛生課（本館2階） TEL：0995-64-0950（直通）
28	太陽光、風力、水力及びバイオマスを活用した発電設備における新設、増設、大規模な改修等	霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン	市企画部地域政策課（本館4階） TEL：0995-64-0952（直通）
29	国立公園内での建築等の規制	自然公園法	市商工観光部商工観光施設課 （別館2階） TEL：0995-55-1358（直通）
30	史跡・文化財（埋蔵文化財包蔵地における土木工事等）	文化財保護法	市教育部社会教育課（別館3階） TEL：0995-64-0708（直通）
31	1ヘクタールを超える民有林の開発行為	森林法	県森づくり推進課 TEL：0995-286-3392（直通）
32	1ヘクタール以下の民有林の開発行為	森林法	市農林水産部林務水産課 （本館6階） TEL：0995-64-0938（直通）
33	民有林の立木の伐採	森林法	市農林水産部林務水産課 （本館6階） TEL：0995-64-0938（直通）
34	石綿の有無の事前調査結果の報告	大気汚染防止法	県環境林務部環境保全課大気係 TEL：099-286-3590（直通） 加治木労働基準監督署 TEL：0995-63-2035（直通）
35	土壌汚染対策法に基づく届出	土壌汚染対策法	県環境林務部環境保全課 TEL：099-286-2624（直通）
36	鹿児島空港周辺における建造物等設置	航空法	国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所 TEL：0995-58-4440（直通）
37	鉄道近接工事に関する協議	建設工事公衆災害防止対策要綱	鹿児島鉄道事業部 TEL：099-256-1895（直通）
38	消防同意、消防設備等	消防法	市消防局予防課 TEL：0995-64-0119（直通）
39	重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域の確認や届出等	重要土地等調査法	内閣府 重要土地等調査法コールセンター TEL：0570-001-125 （平日9：30～17：30）
40	盛土規制法の許可や規制区域の確認	盛土規制法	県土木部監理課盛土対策室 TEL：099-286-3695 市建設部都市計画課（本館5階） TEL：0995-64-0908（直通）

※1 霧島市所管の建築物：建築基準法第6条第1項第2号(木造の2階以下かつ延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に限る)又は第3号の建築物

※2 県振興局：霧島市を管轄する鹿児島県始良・伊佐地域振興局を指す